

○登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | | | |
|---|---------------|----|---|---------------|--|---------------|--|---------------|-------------|
| <p>（法第二十四条の二第四項第二号の総務省令で定める事項）</p> <p>第一条の二 法第二十四条の二第四項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="217 791 1077 1302"> <thead> <tr> <th data-bbox="217 791 945 847">測定器その他の設備</th> <th data-bbox="945 791 1077 847">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="217 847 945 1016"> 一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの </td> <td data-bbox="945 847 1077 1016"> 二年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1016 945 1185"> 二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの </td> <td data-bbox="945 1016 1077 1185"> 二年 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1185 945 1302"> 三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの </td> <td data-bbox="945 1185 1077 1302"> 二年 </td> </tr> </tbody> </table> | 測定器その他の設備 | 期間 | 一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの | 二年 | 二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの | 二年 | 三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの | 二年 | <p>（新設）</p> |
| 測定器その他の設備 | 期間 | | | | | | | | |
| 一 高周波電力計であつて、校正用信号源を有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの | 二年 | | | | | | | | |
| 二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの | 二年 | | | | | | | | |
| 三 標準信号発生器であつて、出力信号の時間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの | 二年 | | | | | | | | |

(帳簿等)

第二十二條 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類(第三項において「帳簿等」という。)を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八條の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。

一 検査を行った場合 次のイからリまでに掲げる事項を記載した帳簿及び第十八條の検査結果証明書の写し

イ〜ヘ (略)

ト 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日 (当該測定器等が第二條の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)、較正機関名及び較正等を受けた方法(ただし、較正等の方法が法第二十四條の二第四項第二号二に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。)

チ・リ (略)

二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し

(帳簿等)

第二十二條 (同上)

一 (同上)

イ〜ヘ (同上)

ト 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法(ただし、較正等の方法が法第二十四條の二第四項第二号二に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。)

チ・リ (同上)

二 (同上)

イ〜ハ (略)

ト 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日 (当該測定器等が第二条の二の測定器その他の設備であつて、当該校正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)、校正機関名及び校正等を受けた方法(ただし、校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。)

チ (略)

2・3 (略)

別表第八号 点検結果通知書の様式(第21条関係)

(略)

(4枚目)

様式(略)

注1 別表第七号(無線設備の電気的特性の点検)を行った結果を記載すること。

2 電気的特性の点検に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日 (当該測定器等が第二条の

イ〜ハ (同上)

ト 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日、校正機関名及び校正等を受けた方法(ただし、校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の校正等を行った年月日及び校正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。)

チ (同上)

2・3 (同上)

別表第八号 点検結果通知書の様式(第21条関係)

(略)

(4枚目)

様式(略)

注1 別表第七号(無線設備の電気的特性の点検)を行った結果を記載すること。

2 電気的特性の点検に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の校正等の年月日及び校正機関名を

二の測定器その他の設備であって、当該校正等を行った年月日の翌月一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び校正機関名を記載すること。ただし、当該校正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日及び校正機関名を併せて記載すること。

3～5 (略)

記載すること。ただし、当該校正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の校正等の年月日及び校正機関名を併せて記載すること。

3～5 (同左)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に法第二十四条の二第四項第二号の校正又は校正（以下「校正等」という。）を受けたこの省令による改正後の登録検査等規則第一条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に校正等を受ける日までは、この省令による改正後の登録検査等規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。